

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人 ○○ ○○ 氏（以下「請求人」という。）は、令和4年8月15日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、実施機関である山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、以下の情報に係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 山形県警察が保有している請求人に係る個人情報

イ 請求人への被害届の有無に係る個人情報

ウ 請求人の犯罪歴の有無に係る個人情報

エ 山形県警察が請求人の個人情報を請求人以外の第三者に提供した事実又は第三者の提供依頼に基づき開示した事実の有無に係る個人情報

2 実施機関は、(1)「(警察安全相談・苦情)受理簿(令和3年12月17日)」、(2)「注意報(令和4年2月17日)」、(3)「巡回連絡カード」(以下「本件文書」という。)を特定し、備考欄に「個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容の一部には、山形県個人情報保護条例第36条の2第2項の規定により、請求の対象とならない情報が含まれています。」と記載し、別紙1の枠外に「上記1～3以外の文書については、開示請求に係る個人情報の存在、不存在を明らかにすることで、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、及び犯罪の予防または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない。(条例第12条第2項該当)」と記載したうえで、以下に掲げる「開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、「開示をしない理由」を付して、令和4年8月30日付け広(個)第25-1号個人情報一部開示決定通知書(以下「本件通知書」という。)により、請求人に通知した。

(1) (警察安全相談・苦情)受理簿(令和3年12月17日)

開示をしない部分	開示をしない理由
(ア) 「回覧」部分及び欄外における警部補以下の階級にある警察官（同相当職にある職員を含む）をもって充てる職にある者の印影	左記部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第12条第1項第2号）
(イ) 「受理者」欄における警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者の氏名	

(2) 注意報（令和4年2月17日）

開示をしない部分	開示をしない理由
(ア) 決裁欄における警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者の印影	左記部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第12条第1項第2号）
(イ) 報告欄における警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者の氏名	
(ウ) 処理状況欄における記載内容	左記部分には、対応した警察官の判断内容が記載されており、開示することにより、本件及び将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第12条第1項第7号）
(エ) 1枚目本文1行目前半の一部の記載内容	左記部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第12条第1項第2号）
(オ) 1枚目本文1行目後半の一部の記載内容	左記部分には、対応した警察官の判断内容が記載されており、開示することにより、本件及び将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第12条第1項第7号）
(カ) 1枚目本文4行目の一部の記載内容	左記部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害

	するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号)
(キ) 1枚目本文13行目の一部の記載内容	左記部分には、対応した警察官の判断内容が記載されており、開示することにより、本件及び将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第7号)
(ク) 2枚目本文21行目から22行目の一部の記載内容	左記部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号)

(3) 巡回連絡カード

開示をしない部分	開示をしない理由
(ア) 表面「家族及び同居人」欄における「職業・勤務先・学校名等」欄のうち、1段目から3段目の記載内容	左記部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号)
(イ) 裏面「警察に対する要望、連絡事項」欄における記載内容	

3 請求人は本件処分を不服として、令和4年11月29日に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、審査庁である山形県公安委員会(以下「審査庁」という。)に対し審査請求を行った。

4 山形県公安委員会は、令和5年3月23日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、開示をしない部分及び他にもあるはずの相談記録等の情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「(警察安全相談・苦情) 受理簿 (令和3年12月17日)」について、一部開示されているところ、本件における一連の電話相談等の流れは同日以後も続いており、同日だけの記録であるとすれば不自然であるため、当該受理簿を記載した警察官及び決裁に関与した警察官の氏名に係るマスキング部分の全部開示を要求する。
- (2) 「注意報 (令和4年2月17日)」について、前後関係の文脈が抜け落ちた事実又は事実でない内容が記載されており、また、マスキングされた状態ではあたかも請求人が悪者にされたかのような印象を受けるため、マスキング部分の全部開示を要求する。

また、「左記部分には、対応した警察官の判断内容が記載されており、開示することにより、本件及び将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第7号)」との開示しない理由について、個々のケースにおいてどのような意図、意味の内容でそれぞれ使用しているのか、理解できないため、具体的に説明責任を果たすことを要求する。
- (3) 「巡回連絡カード」について、マスキングされた部分に何が記載されているか不明であるため、マスキング部分の全部開示を要求する。
- (4) 文書の保存期間内であるにもかかわらず、他にも保有しているはずの相談記録等の情報が開示されていないため、更なる相談記録等の情報の全部開示を要求する。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出された弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件文書(1)の「開示しない部分」(ア)、(イ)及び本件文書(2)の「開示しない部分」(ア)、(イ)について、山形県個人情報保護条例施行規則(平成13年3月6日山形県規則第25号。以下「規則」という。)第5条の2に示されている「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者」の氏名及び印影が記

載されており、条例第12条第1項第2号に規定する当該公務員の権利を不当に侵害し又は生活に不当に影響を与えるおそれがある。

- (2) 本件文書(2)の「開示しない部分」(エ)、(カ)、(ク)及び本件文書(3)の「開示しない部分」(ア)、(イ)について、請求人以外の個人の職業等の情報及び当人らが警察官へ申し立てた内容が記載されており、これらを開示すると、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。
- (3) 本件文書(2)の「開示しない部分」(ウ)、(オ)、(キ)について、対応した警察官が総合的に判断した内容が記載されており、かかる記載について開示されることが前提になると、上司等に対し対応の状況、方針等に関する報告を記載する際に、内容を率直に記載できなくなる等の心理的な影響を与えかねず、躊躇した記載内容の文書しか作成できなくなり、業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがある。
- (4) 請求人は、「保存期間内であるにも関わらず、他にもあるはずの相談記録等の情報等が開示されていない」旨主張しているが、一部開示とした文書以外の相談受理簿等の存在については、開示請求を受理した後、警察本部及び米沢警察署において、相談受理に関する記録を確認したものの、請求人の主張する内容に合致する文書は存在しないことが判明し、請求人が主張する公文書を保有していないとする結論に至ったものである。
- (5) 以上の理由より、上記第2の2(1)～(3)で示した本件処分の開示しない部分に係る情報は、いずれも条例でられた不開示情報に該当し、かつ、それ以外の文書は存在しないことから、請求人が主張する要求を認めることができず、決定を取り消し、又は変更すべきではないと認められる。

第5 審査会の判断

1 関係条文について

(1) 条例第12条第1項第2号の規定について

条例第12条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示事由として規定しており、同号ただし書において、「イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則

で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

「山形県個人情報保護条例の趣旨及び解釈」(平成13年3月21日付け総第752号総務部長通知。以下「条例の趣旨及び解釈」という。)によれば、ここでいう「個人の権利利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らして当該個人の権利利益が損なわれることをいうが、その「おそれ」があるかどうかは、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することになるものである。

また、同号ただし書きの規定は、公務員の情報も個人に関する情報ではあるが、職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、行政の説明責任の観点から開示する範囲を拡大する取扱いとするものである。しかしながら、開示することにより当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれが典型的に認められるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報については、不開示の取扱いとされ、規則第5条の2において、「警察職員」を「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者」と規定している。

(2) 条例第12条第1項第5号の規定について

条例第12条第1項第5号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報」を不開示事由として、規定している。

ここでいう「実施機関が認めるに足りる相当の理由」とは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断や、高度の政策的判断を要するものであることから、その開示・不開示については、実施機関の第一次的な判断によるものとし、実施機関が「おそれがある」と判断するものについては不開示と一義的に決定されるという趣旨である。その判断の当否については、実施機関の第一次的な判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かにより審理、判断されるものである。

(3) 条例第12条第1項第7号の規定について

条例第12条第1項第7号は、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不

開示情報とすると規定し、「次に掲げる」ものとして、監査、検査に係る事務、契約、交渉に係る事務、調査研究に係る事務、人事管理に係る事務などを規定している。事務・事業の性質によっては、開示することにより、当該事務・事業の適正な実施に支障が生じるおそれがあるため、これを防止する趣旨である。

ここでいう「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」とは、情報を開示する利益と県の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示がなされる趣旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであり、当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるものである。

(4) 条例第12条第2項の規定について

条例第12条第2項は、「開示請求があった場合において、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにせず、当該個人情報を開示しないことができる。」と規定している。

ここでいう「当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、探索的な開示請求の場合等に対し、当該個人情報は存在するが不開示とするという回答、又は当該個人情報は存在しないという回答をすることによって、不開示情報に係る規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合をいう。

(5) 条例第36条の2の規定について

条例第36条の2は本条例の適用除外について規定しており、第2項は、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)」について、第2章第2節(個人情報の開示等)、第22条(審査請求に関する手続)及び第23条(是正の申出)の規定を適用しないことを定めている。また、第3項は、「刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」について、条例の規定を適用しないことを定めている。

本条の趣旨としては、第2項については、個人の前科、逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報であり、開示請求の対象とすると、就職の際に本人の前科等の個人情報の開示請求結果を提出させる等の方法で前科等を審査す

るために用いられるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生ずる可能性があるため適用除外とするものである。また、第3項については、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等において、関係者のプライバシー保護、捜査の密行性、刑事裁判における適正手続の確保等の諸種の要請の調和を図った独自のシステムが用いられているため、当該法律等により規律されることが適当であることから、適用除外とするものである。

2 不開示情報該当性の検討について

当審査会において、本件文書において不開示とした部分をインカメラ審理により確認し、不開示情報該当性について検討を行った。

(1) 本件文書(1)について

「開示をしない部分」(ア)には「相談室員」の職にある警察職員2名の印影が記載されており、(イ)には広報相談課警察安全相談係の警部補である警察職員の氏名が記載されていることが認められる。

これらの警察職員はいずれも規則第5条の2で定める「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者」に該当するものと認められるため、条例第12条第1項第2号ただし書きロの規定により、不開示情報に該当する。

(2) 本件文書(2)について

① 「開示をしない部分」(ア)には「係長」の職にある警察職員の印影が記載されており、(イ)には本件文書を作成した「駅前交番」の警察職員である者の氏名が記載されていることが認められる。これらの警察職員はいずれも規則第5条の2で定める「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職にある者」に該当するものと認められるため、「開示をしない部分」(ア)及び(イ)の情報は条例第12条第1項第2号ただし書きロの規定により、不開示情報に該当する。

② 「開示をしない部分」(ウ)には令和4年2月2日及び同月17日に本間精方を訪問した警察官が訪問等を踏まえて判断した処理状況の内容が記載されており、また、(オ)及び(キ)には本件文書を作成した警察職員が(ウ)の処理状況の判断に至る要素に係る情報が記載されているものと認められる。

これらの記載について開示されることが前提になると、訪問業務を行った警察職員の判断や処理の状況が一般に認知されることとなるため、訪問業務に係る自己の判断を率直に記載することができなくなり、このような訪問及び注意報作成業務を行う目的を失わせる可能性が高いと評価することができる。

よって、「開示をしない部分」(ウ)、(オ)及び(キ)の情報は、当該業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるものとして、条例第12条第1項第7号の規定により不開示情報に該当する。

- ③ また、「開示をしない部分」(エ)及び(カ)には請求人以外の個人の肩書が記載されているところ、処分庁は条例第12条第1項第2号の規定により不開示情報に該当するとして本件処分を行っており、弁明書において「請求人以外の個人の職業等の情報」が記載されていると主張している。

確かに、当該記載は当該個人の職業等の情報であるため、同号に規定する不開示情報に該当するものである。しかしながら、当該記載は、前記(オ)及び(キ)と同様、本件文書を作成した警察職員が(ウ)の処理状況の判断に至る要素に係る情報であると言いき、これらの記載について開示されることが前提になると、訪問業務を行った警察職員の判断や処理の状況が一般に認知されることとなるため、訪問業務に係る自己の判断を率直に記載することができなくなり、このような訪問及び注意報作成業務を行う目的を失わせる可能性が高いものと評価することができる。

よって、「開示をしない部分」(エ)及び(カ)の情報は、同項第2号というよりもむしろ、当該業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるものとして、同項第7号の規定により不開示情報に該当すると考えるのが妥当である。

- ④ 「開示をしない部分」(ク)には請求人以外の個人の氏名、肩書、言動及び当該個人に対する警察職員の評価が記載されているところ、処分庁は条例第12条第1項第2号の規定により不開示情報に該当するとして本件処分を行っており、弁明書において「審査請求人以外の個人の職業等の情報及び当人らが警察官へ申し立てた内容」が記載されていると主張している。

確かに、当該記載には当該個人の氏名、肩書及び言動という個人に関する情報が含まれるため、同号に規定する不開示情報に該当するものである。しかしながら、当該記載全体について、本件文書を作成した警察職員が(ウ)の処理状況の判断に至る要素に係る情報であると言いき、これらの記載について開示されることが前提になると、訪問業務を行った警察職員の判断や処理の状況が一般に認知されることとなるため、訪問業務に係る自己の判断を率直に記載することができなくなり、このような訪問及び注意報作成業務を行う目的を失わせる可能性が高いものと評価することができる。

よって、「開示をしない部分」(ク)の情報は、同項第2号というよりもむしろ、当該業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるものとして、その全体が同項第7号の規定により不開示情報に該当すると考えるのが妥当で

ある。

(3) 本件対象文書(3)について

「開示をしない部分」(ア)には請求人以外の個人の職業及び勤務先に係る情報が記載されていることが認められる。

職業及び勤務先に係る情報については、「世帯主との間柄」や「生年月日」など住民票に記載され、家族間で既知のものである情報と異なり、たとえ家族間であっても了知しない場合がある。したがって、開示することにより当該個人のプライバシーが侵害されるものとして、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第12条第1項第2号の規定により不開示情報に該当する。

また、「開示をしない部分」(イ)には請求人以外の個人の職業等の情報が記載されていることが認められる。請求人以外の個人の職業等の情報については、開示することにより当該個人のプライバシーが侵害されることとなるため、権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第12条第1項第2号の規定により不開示情報に該当する。

(4) 小括

以上より、本件文書(1)の「開示しない部分」(ア)及び(イ)、本件文書(2)の「開示しない部分」(ア)、(イ)、本件文書(3)の「開示しない部分」(ア)及び(イ)はいずれも条例第12条第1項第2号の規定により不開示情報に該当し、また、本件文書(2)の「開示しない部分」(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ク)はいずれも同項第7号の規定により不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、本件文書(2)の「開示しない部分」(エ)、(カ)及び(ク)に係る適用条項が結果として異なることとなるが、これらの情報を不開示とした処分庁の判断は結論において妥当である。

3 条例第36条の2該当性の検討について

本件通知書備考欄の「個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容の一部には、山形県個人情報保護条例第36条の2第2項の規定により、請求の対象とならない情報が含まれています。」との記載について、本件開示請求との対応関係が明記されていないため、実施機関に確認したところ、請求内容イ及びウについて同項の規定により本条例の適用が除外されることから、本件通知書の備考欄にその旨を記載したと主張しているため、順に検討する。

(1) 請求内容イについて

被害届とは、刑事事件の捜査に資するため、被害者が犯罪による自らの被

害を届け出るものであって、刑事事件に係る捜査の端緒として最も一般的なものであり、当該事案が起訴に至った場合には、刑事訴訟における重要な証拠書類ともなりうるものである。

条例第36条の2第3項の「刑事訴訟に関する書類」は、刑事訴訟手続における被疑事件又は被告事件に関して作成され又は取得された書類と解されており、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護士から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成される捜査書類も含まれる。また、公訴を提起された訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録の如何を問わないと解されている。また、書類の性質・内容の如何を問わず、意思表示的書類、報告的書類はもとより、手続関係書類、証拠書類も含まれ、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他第三者の保管しているものも含むと解されている。

被害届は、実施機関が刑事事件に係る捜査のために作成する文書であるから、当該事件が起訴に至ったか否かに関わらず、「刑事訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。したがって、請求内容イは本条第3項の規定により、本条例の適用が除外されることとなる。

(2) 請求内容ウについて

犯罪歴とは、一般に犯罪を犯した経歴を指し、①刑事裁判で有罪判決を受けた履歴である「前科」、②刑事事件の被疑者として捜査機関の捜査対象となった履歴である「前歴」及び③被疑者として検察官又は警察官に逮捕された履歴である「逮捕歴」を含むものである。

条例第36条の2第2項の規定により、①は「刑若しくは保護処分の執行」に係る個人情報、②及び③は「検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当するものと認められる。よって、請求内容ウについて、①から③のいずれの個人情報についても、同項の規定により、本条例の適用が除外されることとなる。

(3) 小括

以上より、実施機関が請求内容イ及びウについて本条例の適用除外とした判断は妥当である。

4 条例第12条第2項該当性の検討について

本件通知書別紙1枠外の「上記1～3以外の文書については、開示請求に係る個人情報の存在、不存在を明らかにすることで、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、及び犯罪の予防または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない。(条例第12条第2項該

当)」との記載について、本件開示請求との対応関係が明記されていないため、実施機関に確認したところ、請求内容エに対し、同項の定める存否応答拒否に該当することから本件通知書の別紙枠外にその旨を記載したと主張しているため、検討する。

(1) 請求内容エの性質について

本件開示請求の対象は、請求人の個人情報を第三者に提供し、又は第三者からの依頼により請求人の個人情報を開示した事実の有無に係る個人情報である。そのため、請求人の個人情報に関するあらゆる第三者とのやり取りが対象となり、犯罪捜査や事故違反に関する照会及び回答に係る個人情報もこれに含まれることとなる。

(2) 条例第12条第2項に該当する個人情報について

犯罪捜査や事故違反に関する照会及び回答に係る個人情報については、「不開示」と回答する場合、当該個人情報の存在を示すこととなるため、請求人に係る犯罪捜査やこれに類する行為が行われていることが明らかになり、当該事件の捜査又は将来の同種事件の捜査に支障を及ぼす可能性が十分に認められる。また、「不存在」と回答する場合、当該個人情報が存在しないことを示すこととなるため、請求人に係る犯罪捜査等が行われていないことが明らかになり、犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性が十分に認められる。

したがって、犯罪捜査に関わる照会及び回答に係る個人情報について、「不開示」（存在）及び「不存在」のいずれとする場合であっても、条例第12条第1項第5号の規定により不開示情報に該当し、その存否を明らかにすることが不開示情報を開示することとなるものと認められるため、同条第2項の規定により、その存否を明らかにせず、開示しないことができることとなる。

(3) 請求内容エの条例第12条第2項該当性について

前記(2)のとおり、犯罪捜査に関わる照会及び回答に係る個人情報は、条例第12条第1項第5号の規定により不開示情報に該当するものと認められる。また、実施機関の保有する犯罪捜査や事故違反以外の第三者照会及び回答に係る様々な情報について、治安維持や犯罪捜査等の警察活動に密接に関連する可能性を否定することができず、これら警察活動に関連しない情報として明確に区別することが困難であると認められる。

本件請求内容エは、請求者の個人情報に関するあらゆる第三者とのやり取りを対象とするものであるところ、第三者照会及び回答に係る具体的内容を明示したうえで開示請求された場合、そのように明示された個人情報の内容により個別に開示又は不開示を判断し、決定することができる場合があると考えられ

る。しかしながら、対象となる個人情報をも具体的に明示せずに開示請求された場合、治安維持や犯罪捜査等の警察活動に密接に関連する可能性のある情報とそれ以外とを区別することが困難である。そのため、開示に支障のない個別の第三者照会及び回答に係る情報を抽出して開示又は不開示を決定することができず、したがって、対象となる個人情報の全体について、条例第12条第1項第5号の規定により不開示情報に該当し、その存否を明らかにすることが不開示情報を開示することとなると判断することもやむを得ないものと認められる。

よって、本件において、請求人が何ら具体的に明示することなく、請求人の個人情報に関するあらゆる第三者とのやり取りを対象として概括的に個人情報開示請求を行ったことに対し、実施機関において、請求対象となる個人情報の全体について、その存否を明らかにすることなく不開示とした判断に不合理な点は認められない。

以上より、請求内容エの全体について、条例第12条第2項の規定により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 付言

1 理由付記の制度について

本件処分は申請に対する処分に該当するため、山形県行政手続条例（平成8年3月22日山形県条例第9号）第2章が適用され、同条例第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。

この理由付記の制度は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものと解されている。また、どの程度の理由を提示すべきかについては、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている。

2 本件理由付記について

本件通知書の備考欄及び別紙1 枠外の記載について、本件開示請求との対応関

係が明記されていない。この点、実施機関は、前記第5の3及び4柱書のとおり、請求内容イ及びウについて本条例の適用除外に該当することを備考欄に記載し、請求内容エが存否応答拒否に該当することを別紙1枠外に記載したとしているため、順に検討する。

(1) まず、本件通知書備考欄に、「個人情報開示請求書に記載された開示請求に係る個人情報の内容の一部には、山形県個人情報保護条例第36条の2第2項の規定により、請求の対象とならない情報が含まれています。」と記載されている。

本来であれば、請求内容イ及びウについて、条例第36条の2の規定により本条例の適用が除外され、開示の対象とならないことを明示して記載すべきであるところ、請求内容ア～エのいずれに対応する処分であるか不明瞭な記載となっている。この点、本条例の適用が除外されることから、理由付記の要請が当たらないとも考えられるが、本件開示請求のうちいずれの内容が条例の対象とならないかを請求人に適切に了知させるためには、備考欄に本条例の適用が除外される個人情報を明示して記載することが望ましい。

(2) 次に、本件通知書別紙1枠外に、「上記1～3以外の文書については、開示請求に係る個人情報の存在、不存在を明らかにすることで、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、及び犯罪の予防または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない。(条例第12条第2項該当)」と記載されている。

本来であれば、請求内容エについて存否の応答を拒否することを明示して記載すべきであるところ、請求内容ア～エのいずれに対応する処分であるか不明瞭な記載となっている。この点、前記第5の2～4で判断したとおり、本件通知書の記載全体を見ると、請求内容アについては本件文書(1)～(3)を一部開示し、同イ及びウについては本条例の適用が除外されており、これにより、別紙1枠外は同エに対応するものであるとして記載されていることから、理由の付記として違法とまでは言い難い。

もともと、別紙1枠外の記載自体から直ちに請求内容エに関する内容であることを了知することができないため、請求人に不服申立ての便宜を与える趣旨から、当該処分の対象となる個人情報を明示して記載することが望ましい。

3 結論

このため、実施機関においては、処分の理由及び備考の記載に当たり、請求人が当該記載自体から本件開示請求との対応関係を了知することができるよう適切に記載されたい。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年3月23日	審査庁から諮問を受けた。
令和6年5月22日 (第87回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年7月31日 (第89回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年9月10日 (第90回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年10月16日 (第91回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年11月18日 (第92回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年12月25日 (第93回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年2月5日 (第94回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏名	役職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部教授	会長職務代理者
今野佳世子	社会保険労務士	委員
小松由美	行政書士	委員
薬丸有希子	弁護士	委員